

## 酒々井町農業委員会 8月総会会議録

平成29年8月4日（金）

中央庁舎3階会議室

午後3時から午後5時18分まで

局長 それでは、定刻になりましたので、会長お願いいたします。

会長 本日は、お忙しい中、総会に御出席頂きまして、誠にありがとうございます。梅雨明け以降はつきりしない日が続き、また、今年も台風も多く、今後の農作物への影響が心配されるところです。さて、農業委員会組織については、改正農業委員会法により、農業委員の選出方法が、選挙による公選制から、市町村長による任命制に改められました。また、担い手への農地利用の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進などといった農地利用の最適化を推進するため、農地利用最適化推進委員を農業委員会の委嘱により設置することとなりました。これに伴い、酒々井町では、7月20日に第23期農業委員会初総会が開催され、農業委員8名が町長より任命されるとともに、推進委員6名も決まり、本日が新体制になって初めての全員参加による総会であります。今後は、農業委員会の重点業務が、農地利用最適化の推進であることが明確化されたことから、今まで以上、農業委員会活動による結果が求められることとなります。こうした変革期の中、町の農業の持続的な発展のため、委員の皆様にはご苦勞をお掛けするかと思いますが、ご協力をよろしくお願い申し上げまして、あいさつとさせていただきます。それでは、ただいまから平成29年8月の農業委員会総会を開会いたします。なお、本日の総会は、議案3件、その他4件ですので、よろしく申し上げます。

局長 ありがとうございます。本日は、前農業委員会局長であります芝野参事兼経済環境課長が出席頂いておりますので、ご挨拶をお願いしたいと思います。

<芝野参事兼経済環境課長あいさつ>

局長 ありがとうございます。それでは、議事の進行につきましては、会議規則により会長をお願いいたします。

議長 それでは議事の進行を務めさせていただきます。本日の出席委員は、8名中、8名出席ですので、会議は成立しております。本日の議事録署名委員に、4番木我恭子委員、5番石橋義弘委員を指名します。また、書記に事

務局の高橋主任主事を任命します。

議 長 それでは、これより議案審査に入りたいと思いますが、議案審査に先立ち、農地利用最適化推進委員委嘱状交付を行います。

<会長より委嘱状交付>

議 長 推進委員の皆様におかれましては、今後ともよろしく申し上げます。続きまして、推進委員の設置により、農業委員会委員の役割も大きく変わりましたので、詳細について、事務局より説明願います。

局 長 農業委員・推進委員役割分担について説明。

議 長 事務局から説明が終わりましたが、何か質問等がございましたら願います。

(質問、意見等なし)

議 長 特にないようですので、これより議案審査に入りたいと思いますが、議案審査に先立ち、事務局より農地法等の各種申請及び農業委員会総会についての事前説明をお願いします。

局 長 農地法等各種申請、農業委員会総会について概要説明。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、何か質問等がございましたら願います。

(質問、意見等なし)

議 長 特にないようですので、議案審査に移りたいと思います。はじめに、第1号議案農地法第3条許可申請についてを議題とし、事務局の説明をお願いします。

局 長 第1号議案農地法第3条許可申請について説明させていただきます。資料の1ページをご覧ください。譲受人は、佐倉市在住者、譲渡人も同じく、佐倉市在住者です。申請地は、酒々井町酒々井の農地で、地目は田、面積は2,039 m<sup>2</sup>です。申請理由ですが、営農規模を拡大したいとのことです。作付作目は、水稻で、権利の種類等は、売買による所有権移転とのことです。譲受人は酒々井町内で田2,879 m<sup>2</sup>、畑、1,676 m<sup>2</sup>を適正に耕作してい

るほか、佐倉市在住ということで、佐倉市農業委員会から農業経営状況証明書が発行されており、田、18,771 m<sup>2</sup>及び畑、164 m<sup>2</sup>を適正に耕作されていることを確認しております。また、皆様のお手元に配布させていただきましたが、石井委員から現地調査結果表が提出されており、特に問題はないとのことでした。位置につきましては、2ページの位置図をご覧ください。なお、これまでは、農地取得者が町外者の場合、総会に出席し、営農計画等を説明して頂いておりましたが、本日は都合により欠席との連絡を受けておりますので、よろしく願いいたします。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当推進委員は、石井委員でよろしいでしょうか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

石井推進委員 日曜日に本人と話をしました。今回の申請に至った経緯ですが、売買の話があった際、丁度ハウスが少し空いていて、現状のまま育苗が出来るということで了承したとのことでした。水田の面積は、実際は資料に記載の面積の2.5倍は耕作しています。

議 長 地区担当推進委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

議 長 しっかりやっている方そうですね。

石井推進委員 息子さんもサラリーマンの傍ら手伝っているのをよく見ます。

議 長 それでは、特にならなければ、これから採決を行います。議案の採決については、農業委員のみとなりますので、よろしくお願いします。それでは、第1号議案農地法第3条許可申請について、許可することに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農地法第3条許可申請につきましては、許可することに決定します。

議 長 次に、第2号議案農地法第5条許可申請についての整理番号1を議題とし、事務局の説明をお願いします。

局 長 第2号議案農地法第5条許可申請の整理番号1について説明させていただきます。

きます。資料の4ページをご覧ください。譲受人は、飯積在住者、譲渡人も同じく、飯積在住者です。申請地は、飯積の農地で、地目は畑、面積は1,935㎡の内448.43㎡です。申請理由は飲食店店舗及び駐車場用地で、権利の種類等は賃借権の設定です。立地基準ですが、本申請地は、農用地区域及び10ヘクタール以上の規模の一団の農地（第1種農地）の区域になく、また、第3種農地（駅の改札口又は高速の出入り口から300m以内）に該当しないため、第2種農地（b:代替性がなければ転用可能）と判断しました。5ページ、6ページの位置図と公図を参考にいただければと思います。資力及び信用については、融資証明書が添付されており、信用性に問題はありません。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、許可後着工、平成29年12月20日に完了の予定です。行政庁の許認可等の見込みについては、都市計画法は手続き済です。計画面積の妥当性については、必要最小限の面積であり問題ありません。周辺農地の営農への支障については、隣接農地は譲渡人の農地ですが、日照・通風、その他土砂・雨水の流出等、とくに支障はないと思われまます。なお、申請時、申請区域内に資材等が置かれておりましたが、8月2日までに片づける旨の始末書が添付されており、8月3日に現地確認したところ、資材、プレハブ等は撤去されていることを確認しております。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当農業委員は、飯田委員でよろしいですか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

飯田農業委員 梅澤さんから直接連絡はありませんが、この場所は地目が畑ですが、現在整地されているようですので、特に問題はないと思います。

議 長 地区担当農業委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

高崎推進委員 譲渡人と譲受人とは親子関係ですか。

局 長 親子です。

官田農業委員 何の飲食店ですか

高橋主任主事 洋食レストランと聞いております。

議 長 なお、何か疑問点等がございましたら、申請人及び申請代理人を呼んでおりますので、その際に質問等をお願いします。

議長 次に、第2号議案 農地法第5条許可申請についての整理番号2を議題とし、事務局の説明をお願いします。

局長 第2号議案 農地法第5条許可申請の整理番号2について説明させていただきます。資料の12ページをご覧ください。譲受人は、上岩橋在住者、譲渡人も同じく、上岩橋在住者です。申請地は、上岩橋の農地3筆で、地目は田、面積は575㎡です。申請理由は共同住宅用地で、権利の種類等は使用貸借権の設定です。立地基準ですが、本申請地は、農用地区域及び10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域になく、また、第3種農地に該当しないため、第2種農地と判断しました。13ページ、14ページの位置図と公図を参考にいただければと思います。資力及び信用については、融資見込証明書が添付されており、信用性に問題はありません。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、平成29年10月1日着工、平成30年1月31日に完了の予定です。行政庁の許認可等の見込みについては、都市計画法は手続き済みで、用水路については、暗渠化し、その上を自動車が通行することとなりますが、法定外公共物占用許可申請書の写しが添付されております。計画面積の妥当性については、必要最小限の面積であり問題ありません。周辺農地の営農への支障については、水路を挟んで南西側に農地がありますが、境界部分にコンクリート2段ブロック積み及びネットフェンスを敷設するため、日照・通風、その他土砂・雨水の流出等、とくに支障はないと思われます。以上で説明を終わらせていただきます。

議長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当農業委員は、綿貫委員でよろしいでしょうか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

綿貫農業委員 補足らしい説明はありませんが、現況は更地になっていて、以前は稲の苗を作るハウスが建っていたというのが私の通りすがりの見かけた状況です。周辺農地への対策ですが、資料13ページの動態図で、申請地の隣に〇〇〇〇さんという家が建っていて、その家と今回の申請地の間を歩いて水田に入るといふことで、道なのか水路なのか私もはっきりしたことは分かりませんが、そういったところに支障がないように、コンクリートブロックを積むということです。現地を見ないと細かいところは分からないのですが、その点については若干心配です。

議長 地区担当農業委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

- 議 長 なお、何か疑問点等がございましたら、申請代理人を呼んでおりますので、その際に質問等をお願いします。
- 議 長 次に、第2号議案 農地法第5条許可申請についての整理番号3を議題とし、事務局の説明をお願いします。
- 局 長 第2号議案 農地法第5条許可申請の整理番号3について説明させていただきます。資料の21ページをご覧ください。譲受人は、匝瑳市に住所を有する法人、譲渡人は、富里市在住者です。申請地は、馬橋の農地5筆で、地目は畑、面積は976㎡です。申請理由は太陽光発電所で、権利の種類等は賃借権の設定です。立地基準ですが、本申請地は、農用地区域及び10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域になく、また、第3種農地に該当しないため、第2種農地と判断しました。22ページ、23ページの位置図と公図を参考にいただければと思います。資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性に問題はありません。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、平成29年10月1日着工、平成29年11月30日に完了の予定です。行政庁の許認可等の見込みについては、東京電力の許認可書及び経済産業省の認定書が添付されております。また、中央の私道がありますが、こちらは使用せず、ガードレールを撤去し進入しますが、まちづくり課で道路工事施工承認申請の手続き中で、問題ないとのこと。計画面積の妥当性については、必要最小限の面積であり問題ありません。周辺農地の営農への支障については、隣接に農地がありますが、日照・通風、その他土砂・雨水の流出等、とくに支障はないと思われま。以上で説明を終わらせていただきます。
- 議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当農業委員は、木我委員でよろしいですか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。
- 木我農業委員 私も担当地区が墨だったので、馬橋の方はよく分からないのですが、〇〇〇〇の裏に位置する農地で、現地は草が生えていて、前の道路は車が〇〇〇〇さんに出入りするために広がっています。〇〇〇〇という会社は何度も太陽光事業を行っているので、問題ないと思います。
- 議 長 地区担当農業委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

- 綿貫農業委員 ○○○○は実績のある会社ですか。
- 高橋主任主事 町内では、馬橋・墨などで太陽光発電所を設置していますが、県内全域で太陽光事業を行っており、実績のある会社です。特に問題はないと思われます。
- 議 長 なお、何か疑問点等がございましたら、申請代理人を呼んでおりますので、その際に質問等をお願いします。
- 議 長 それではこれから現地確認を行います。現地確認は、推進委員さんも一緒をお願いします。なお、現地確認後10分間の休憩をとりたいと思いますので、よろしくお願いします。

#### <現地確認>

- 議 長 それでは休憩をときまして、会議を再開いたします。先ほど現地を確認しました農地法第5条許可申請の整理番号1について、申請人及び申請代理人を呼んでおりますので入室させて下さい。

#### <申請人及び申請代理人 入室>

- 議 長 最初に申請関係者であるかどうかの確認をさせていただきます。申請人及び申請代理人の方ですか。
- 申請代理人 はい。
- 議 長 今、提出されました農地法5条の許可申請について、現地確認を行い、審議しているところですが、申請に至った経緯や事業計画等について説明願います。
- 申請代理人 申請代理人の○○と申します。申請人の父親が土地を所有しており、○○○○の前で立地条件も良く、父親の所有物で安く借り受けられるため、その農地で飲食店をやることになり、今回の申請に至りました。
- 議 長 ありがとうございます。申請代理人の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。
- 議 長 私から質問ですが、お店は何の料理店ですか。

- 申請代理人 洋食レストランです。
- 綿貫農業委員 事業計画書に雨水オンサイト貯留施設と記載がありますが、これはどういったものになりますか。
- 申請代理人 雨水抑制の調整池です。都市計画担当者の指導の下、自然浸透ではなく、調整池を作ることになりました。
- 綿貫農業委員 調整池のことですね。
- 申請代理人 はい、そうです。
- 小坂推進委員 上下水道課と協議中と事業計画書に記載がありますが、問題点があつて話が決定していないのですか。
- 申請代理人 協議中ではありますが、特に指摘されていることはありません。建物の申請と並行して手続きを進めています。
- 議 長 他にありませんか。他にないようなので、質疑を終了します。申請人及び申請代理人におかれましては、お忙しいところご苦労様でした。

<申請人及び申請代理人 退室>

- 議 長 それでは、第2号議案農地法第5条許可申請の整理番号1について採決を行います。許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。
- 局 長 挙手全員です。
- 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農地法第5条許可申請の整理番号1につきましては、許可相当とすることに決定し、県に進達します。
- 議 長 次に、現地を確認しました農地法第5条許可申請の整理番号2について、申請代理人を呼んでおりますので入室させて下さい。

<申請代理人 入室>

- 議 長 最初に申請関係者であるかどうかの確認をさせていただきます。申請代理人の方ですか。

申請代理人 はい。

議長 今、提出されました農地法5条の許可申請について、現地確認を行い、審議しているところですが、申請に至った経緯や事業計画等について説明願います。

申請代理人 共同住宅ワンルーム12戸を建築予定です。木造2階建てになります。経緯ですが、オーナーさんから受託して既に酒々井町に何軒かアパートを建築してしまっていて、うちの会社で施工させていただいておりますが、その方から今回の申請地について去年の暮頃に話がありましたので、そこから進めてきました。

議長 ありがとうございます。申請代理人の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

小坂推進委員 印旛沼土地改良区へ排水の申請をしたと思いますが、回答はもらいましたか。

申請代理人 8月2日に回答を頂きまして、土地改良区の方から負担金等の振込書を頂きましたので、今日オーナーにすぐに振り込んでもらうように伝えます。

京増農業委員 ○○-○、○○-○の角のところに空白部分があるのですが、県道との間の部分は何でしょうか。

申請代理人 県所有の土地になります。ここに排水を通して進入路を作って頂ければということで、県に承諾を頂いています。

飯田農業委員 今のことに関して、県道宗吾線とアパートの入口の境だと思いますが、その部分を埋めてしまうと、問題ではないかと思います。

申請代理人 UVパイプを下に入れて、雨水が流出しないようにして進入路を作ってくださいという指導があり、承諾を得ています。

綿貫農業委員 隣の住宅と建築予定の土地との間については、水路か道路かどうかは確認できませんでしたが、どのような被害防除対策を行いますか。

申請代理人 土留め工事をして宅内の水や土が水路に行かない様にします。

綿貫農業委員 計画では垂直に土留めをやりますか。

申請代理人 はい、コンクリートの打ち込みで施工します。

議 長 他にありませんか。他にないようなので、質疑を終了します。申請代理人におかれましては、お忙しいところご苦労様でした。

<申請代理人 退室>

議 長 それでは、議案農地法第5条許可申請の整理番号2について採決を行います。許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農地法第5条許可申請の整理番号2につきましては、許可相当とすることに決定し、県に進達します。

議 長 次に、現地を確認しました農地法第5条許可申請の整理番号3について、申請代理人を呼んでおりますので入室させて下さい。

<申請代理人 入室>

議 長 最初に申請関係者であるかどうかの確認をさせていただきます。申請代理人の方ですか。

申請代理人 はい、〇〇〇〇の〇〇と申します。

議 長 今、提出されました農地法5条の許可申請について、現地確認を行い、審議しているところですが、申請に至った経緯や事業計画等について説明願います。

申請代理人 〇〇〇〇が土地所有者から申請地に地上権の設定を受けまして、太陽光発電事業を行うことによって、収益を上げようと、地主に声を掛けさせて頂きまして、設置のお願いをしたところです。

議 長 ありがとうございます。申請代理人の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

京増農業委員 最近、新聞の記事でもありますが、太陽光の影響を受けて、隣接の住宅が眩しいとありましたが、角度は〇〇〇〇の方に向きますか。

申請代理人 弊社では、パネルの角度を浅い角度、傾斜 10 度に設定していきまして、反射光が住宅にいかないように設置しています。

綿貫農業委員 資本金と従業員は、どのくらいで、何人ですか。

申請代理人 資金計画書を申請書に添付しておりますが、その資料に基づきますと、弊社の口座に〇〇円程入っています。従業員は〇〇名で、匝瑳市〇〇に本社がありまして、私は佐倉営業所に勤務しています。

議 長 他にありませんか。他にないようなので、質疑を終了します。申請代理人におかれましては、お忙しいところご苦勞様でした。

<申請代理人 退室>

議 長 それでは、議案農地法第 5 条許可申請の整理番号 3 について採決を行います。許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農地法第 5 条許可申請の整理番号 3 につきましては、許可相当とすることに決定し、県に進達します。

議 長 次に、第 3 号議案農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）についてを議題とし、事務局より説明をお願いします。

局 長 第 3 号議案農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）について、説明させていただきます。資料は 28 ページからになります。一部訂正がございます。30 ページの表中、現状の新規参入者数の個人と法人の経営体数と括弧内の面積が逆になっており、新規参入者数の個人が 2 経営体で 2.4ha、新規参入者数の法人が 4 経営体で 7.0ha になります。また、目標ですが新規参入者数の個人の括弧内の面積ですが 4.5ha が 1.5ha に、新規参入者数の法人の括弧内面積 4.5ha が 3.0ha に訂正願います。それでは、28 ページに戻り説明させていただきます。第 1 の基本的な考え方ですが、平成 28 年農業委員会改正法により、農業委員会の重点業務が、農地利用最適化の推進（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）であることが明確化され、新たに農地利用最適化推進委員が設置されることになりました。これに伴い、酒々井町農業委員会が、農業委員と推進委員の連携を密にし、農地利用最適化の推進に取り

組むにあたっての具体的な目標と推進方法を指針として定めようとするものです。この指針につきましては、町ホームページで公表している「目標及びその達成に向けた活動計画」に基づき作成したものであり、3年ごとに見直すこととなっております。続きまして、第2の具体的な目標と推進方法についてですが、まず、1の遊休農地の発生防止・解消になります。平成29年8月現在、管内の農地面積が622.6haで、遊休農地面積が44.6ha、遊休農地の割合は7.16%となっております。これに対する3年後の目標としましては、管内の農地面積が、転用等で毎年1%減少すると仮定し604.0ha、遊休農地面積も毎年約5%(2.5ha)解消し、3年後には37.1ha、遊休農地の割合6.14%としようとするものです。遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法につきましては、議案審査後のその他でも説明させていただきますが、遊休農地の利用状況調査を行うとともに、新しく発見した遊休農地については、貸付者が今後所有する遊休農地をどうするのか利用意向調査を行います。利用意向調査の結果を基に、農地所有者及び農業者の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸し付けを行います。続きまして、2の担い手への農地利用の集積・集約化についてですが、平成29年8月現在の管内農地面積622.6haに対し、農地利用集積面積が56.2ha、集積率は、9.02%となっております。これに対する3年後の目標としましては、管内農地面積を604.0haと仮定した上で、農地利用集積面積は、毎年約5ha集積し、3年後には、71.2ha、集積率11.79%としようとするものです。まず、担い手への農地利用集積・集約化に向けた具体的な推進方法につきましては、「人・農地プラン」の見直し等地域での話し合いに、農業委員及び推進委員が積極的に参加することとします。また、町、農地中間管理機構等と連携し、高齢となった農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行うこととします。農地の利用調整については、担い手の意向を踏まえて、利用調整・交換と利用権の再設定を推進するとともに、将来的に離農する可能性のある農業者を把握したうえで、認定農業者へ情報提供し、農地の利用集積を図ることとします。続きまして、3の新規参入の促進について、先程訂正させていただきましたが、平成29年8月現在、新規参入者の個人は2経営体で、経営面積が2.4ha、新規参入者の法人が4経営体、経営面積が7.0haとなっております。これに対する3年後の目標としましては、新規参入者の個人が毎年1経営体の参入を目標とし3経営体、経営面積1.5ha、新規参入者の法人も毎年1経営体の参入を目標とし3経営体、経営面積3.0haとしようとするものです。新規参入の促進に向けた具体的な推進方法としましては、農協や農業事務所等と連携することで、借入意向のある認定農業者や新規参入者を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施します。また、農業者の高齢化等、遊休化のおそれのある農地を把握し、新規就農等を促進するとともに、新規就農者については、各種補助制度の斡旋や農地の確保等、積極的な支援を行い

ます。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局から説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。特に、推進委員さんで、何かご意見等ございましたらよろしくをお願いします。

小坂推進委員 目標を掲げていますが、酒々井町の農家の状況から言うと実際問題さらに遊休農地が増えると思います。特に我々の団塊世代が出来なくなりますので、新規参入者も含めて他の市町村からも入れるようにしないとイケないと思います。特に富里市あたりは遊休農地が無いみたいで、富里の若い人がどこか畑ありませんかと私の家に来ている状況なので、他市町村の若い人にも声を掛けないと目標を達成できないと思います。

高橋主任主事 遊休農地に関しましては、この後のその他でも説明させていただきますが、荒廃の著しい遊休農地に関しては、今後総会で非農地判断を行いまして、遊休農地を減らしていく方向ですので、委員の皆様にはご苦勞をお掛けしますが、ご協力をお願いします。

議 長 他にありませんか。他にないようですので、これから採決を行います。第3号議案農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）について、事務局案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農地等の利用の最適化の推進に関する指針につきましては、事務局案のとおり決定します。

議 長 次に、その他の（1）遊休農地利用状況調査について、事務局より説明をお願いします。

高橋主任主事 資料に基づき説明

議 長 事務局から説明が終わりましたが、委員さんで何かありますか。

（質問、意見等なし）

議 長 特にないようですので、次に、その他の（2）農業委員会親睦会について、事務局より説明をお願いします。

高橋主任主事 資料に基づき説明。

議 長 事務局から説明が終わりましたが、親睦会につきましてはいかがいたしましょうか。

<協 議>

議 長 それでは、親睦会につきましては、推進委員と一緒にやることに決定します。

議 長 次に、親睦会の役員についてですが、事務局から何かありましたらお願いします。

局 長 役員につきましては、会長、副会長、幹事、会計の4名を選出させていただきたいと思います。

議 長 それでは、親睦会の役員につきまして、いかがでしょうか。

<協 議>

議 長 それでは、会長に綿貫委員、副会長に小坂委員、幹事に京増委員、会計に木我委員とします。親睦会の運営につきましては、皆様のご協力をお願いいたします。

議 長 次に、その他の(3)農業委員会視察研修について、事務局より説明をお願いします。

高橋主任主事 資料に基づき説明。

議 長 事務局から説明が終わりましたが、視察研修につきましてはいかがいたしましょうか。

<協 議>

議 長 それでは、毎年の視察研修につきましては、積立はとりあえず行い、後日実施するかどうか判断することに、改選視察研修につきましては、希望者のみ積立することに決定します。

議 長 次に、その他の（４）その他について、事務局より何かありましたらお願いします。

高橋主任主事 全国農業図書について説明。

議 長 それでは、最後に来月の総会の日程ですが、事務局案がありましたらお願いします。

局 長 ４日の月曜日はいかがでしょう。

議 長 ただ今、４日の月曜日が事務局案として出ましたが、いかがでしょう。特にないようなので、来月の総会は、４日の月曜日で決定させていただきます。それではこれで、議案、その他が終了しましたので、総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。